

奈良県民生委員定数規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十一月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第二十四号

奈良県民生委員定数規則の一部を改正する規則

奈良県民生委員定数規則（平成二十六年十月奈良県規則第三十号）の一部を次のように改正する。

本則の表中「三三一人」を「二三三人」に、「一七〇人」を「二七五人」に、「五四人」を「五五人」に、  
「吉野郡野迫川村」

八人」を「吉野郡野迫川村」

七人」に改める。

附 則

この規則は、令和元年十二月一日から施行する。